平成２３年（フ）第５０８２号
大阪府箕面市桜５丁目11番36号
債務者　前川　　敞
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０８３号
大阪市阿倍野区阿倍野筋５丁目２番７号　メゾンエクリオ305号
債務者　宮本　光生
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９０号
大阪府大東市北楠の里町12番３号
債務者　中野みどり（旧姓杞川）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９１号
大阪府大東市太子田２丁目10番20号
債務者　内山　弘樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０９８号
大阪府箕面市桜井２丁目９番34―402号
債務者　神戸めぐみ
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１００号
大阪市東淀川区大桐４丁目５番23号
債務者　新宅　美樹
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１０２号
大阪市都島区毛馬町２丁目10番33号　ハイツＫＥＭＡ301号
債務者　大盛　由美（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１０４号
大阪府門真市宮野町14―１　ヴィラナリー310号室、住民票上の住所大阪市城東区鴫野西２丁目８番14―902号
債務者　野田　和子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６５号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番９―204号、前住所大阪府和泉市父鬼町225番地
債務者　川阪　英司
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
大阪府岸和田市額原町303番地府営住宅２棟209号、営業所所在地大阪府岸和田市小松里町1061―２
債務者　天ぷらてんてんこと　川中　昌美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
大阪府岸和田市野田町１丁目３番７―301号、前住所大阪府岸和田市加守町２丁目10番16号ハイツ加守Ａ―105号
債務者　大下　梨紗
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地31棟206号
債務者　香味　義明
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５４４号
大阪府和泉市小野田町45番地池田アパート１号、前住所大阪府和泉市仏並町201番地
債務者　横井　久博
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
大阪府泉大津市板原町４丁目３番32号
債務者　藤原　　崇
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５５７号
大阪府泉南郡熊取町希望が丘３丁目18番14号
債務者　繁在家寿和
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
大阪府泉佐野市鶴原２丁目10番８号
債務者　内野　加代
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６３号
大阪府和泉市和気町４丁目21番19号
債務者　加藤　正弘
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
大阪府和泉市繁和町４番４―302号
債務者　加納　和美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係